

## 特定非営利活動法人日本冠疾患学会特別正会員制度

### 第1条 特別正会員の地位

第1項 特別正会員に選定されることは冠疾患の分野に於ける学識と経験が高度の専門水準に達した医師および科学者であり、この領域の研究と教育、医療に大きく貢献している会員であることを学会が認定し、その功績が顕彰されたことを示すものである。

第2項 特別正会員は特定非営利活動法人日本冠疾患学会（以下日本冠疾患学会という）が発行した認定書を所持しなければならない。

### 第2条 特別正会員の特典

特別正会員には次の特典が与えられる。

冠疾患学の専門医および科学者として認証され、その功績が顕彰され氏名のあとに F.J.C.A. (Fellow of the Japanese Coronary Association) の称号を記載し、呼称する権利が与えられる。

### 第3条 特別正会員の義務

日本冠疾患学会の事業を積極的に援助推進させる他に、下記の事項およびこれと関連する事業を推進するために協力する。

- 1) 正常および疾患状態にある冠循環系に関連する生命科学を推進発展させる。
- 2) 日本冠疾患学会学術集会、出版、各種講義、講演会等を通じ冠疾患関連分野の医師やその他の領域の科学者の教育を持続的に支援し、参画する。
- 3) 冠疾患学分野に関する学識と経験が高度の専門水準に達した医師や科学者であることを評価し、認定する。
- 4) 冠疾患を中心に心臓血管疾患の研究、治療、調査などを行う機関の活動に協力する。
- 5) 冠疾患の予防と、治療のための教育、広報活動によって公共の福祉を推進する。

### 第4条 会費および手数料

- 第1項 特別正会員は以下の年会費等を納入しなければならない。
- 第2項 年会費、審査料等の額は理事会が決定するものとする。70歳に達した特別正会員はその次の年度から特別正会員としての会費は免除される。
- 第3項 会費は毎年納入するものとする。2年間会費を滞納した会員は、会員名簿から抹除籍することがある。除籍に該当する会員には、除籍予定の60日前に、学会事務局から郵便で通知するものとする。
- 第4項 会員資格を抹消された会員に対しては、理事長から学会が以前に該当者に発行した特別正会員証その他会員資格の証となるものの返還を請求するものとする。また、資格を抹消された当該会員は、F.J.C.A.であると主張し、もしくは示唆をしてはならないものとする。
- 第5項 会費滞納または退会により除籍されたいかなる会員も、当該年会費と理事会からその全部または一部が免除されていない過去の未納会費全額を添えて、新たな会員資格申請書を提出することにより、資格審査委員会による復権の審査を受けることができる。当該申請は、復権申請時点において効力を有する基準に従って処理される。

## 第5条 資格審査委員会

- 第1項 資格審査のために常設の資格審査委員会（以下委員会という）を置く。
- 第2項 委員会は特別正会員を希望する志望者の資格を審査し、その適合性について検討する。
- 第3項 委員会は理事長が任命する委員長および6名の特別正会員から構成するものとする。
- 第4項 常設委員会の委員の任期は、原則として2年とし、再任を認める。
- 第5項 委員会の委員長は、理事会においてその報告をするものとする。

## 第6条 特別正会員申請資格

以下の実績をもつ者であること

- 1) 特別正会員は日本冠疾患学会の正会員であり、かつ、冠疾患学の

分野において、重要な科学論文を発表しているか、または、長期にわたり確立したその専門的能力を示す記録を保持し、専門医として認められる活動をしているか、あるいは教育者もしくは研究者として活動していなければならない。

- 2) 日本冠疾患学会に最低 5 年以上正会員として所属し、学術集会ならびに関連集会に出席していること。
- 3) 申請者が第 1 著者である原著論文 5 編以上を日本冠疾患学会誌および関連する専門学術誌に発表していること。
- 4) 大学医学部医学科ないしこれと同等と認められる教育課程修了後 15 年以上経過しており、その間少なくとも 10 年以上にわたり冠疾患の分野で活動していることを原則とする。
- 5) 理事会および資格審査委員会が特殊事由を承認した場合はこの限りでない。

#### 第 7 条 特別正会員資格取得手続き

##### 1) 特別正会員資格申請書の入手

特別正会員への加入は、特別正会員の推薦によるものとする。  
新規の申請者は特別正会員から学会事務局に請求してもらい申請書類を取り寄せる。

##### 2) 申請書類の完成

すべての項目を完全に記載し、所要の付属書類を添付する。

(付属書類)

- ① 日本冠疾患学会において、5 年以上正会員として所属してきたことを証明する書面
- ② 5 編以上の原著論文を発表していることを証明する書面
- ③ 大学卒業後の専門的訓練および研究期間あるいは病院での職歴を証明する書面
- ④ 冠疾患等心臓血管病に関するこれまでの研究業績目録

##### 3) 推薦状の依頼

申請書類上の推薦承認欄に署名した特別正会員に対し委員長が依頼する。推薦者は 2 名とし、申請者の現在の専門的活動について熟知していなければならない。また、申請者の属する診療機関も

しくは研究機関に所属しているものでないこと。

4) 完成した申請書類一式の提出

書類の構成：署名した申請書および附属書類

資格申請料

提出先：申請者が直接学会事務局に書類を郵送する

第8条 資格審査方法

- 1) 学会事務局における申請の受領期限は、毎年12月末日とする。
- 2) 資格審査委員会は審査検討のため少なくとも年に2回の会議を持つ。審査委員会の各委員は、志望者の資格について細部にわたって審査する。特殊な場合、委員会は期日と場所を指定して申請者の面接を行うことができる。その後、資格審査委員会の全員一致の合意に基づいて最終承認のための勧告が理事会に提出される。申請者への理事会の最終決定の通知は遅滞なく行われる。
- 3) 特別正会員に選定された志望者は通知受領後1ヶ月以内に1年分の年会費および資格認定料を納入しなければならない。正当な事由なく納入が遅れた場合には資格が消滅する。
- 4) 特別正会員に選定された志望者は、日本冠疾患学会の年次学術集会に合わせて開催される特別正会員証授与式に参加するよう招かれる。特別正会員証は、その時点で授与される。特殊な事由のある場合には理事長の裁量により会員証の不在授与ができる。
- 5) 資格取得が承認されなかった場合には、資格審査委員会の委員長から申請者にその旨を通知する。

付則1

本細則は平成20年12月12日より発効する。

なお、本施行細則の実施にあたっては発効の後に約2年間の移行期間を設ける。その期間内における特別正会員の選定は理事会によって指名された準備委員長を長とする準備委員会によって行われる。

付則2

特別正会員の年会費は27,000円とし、学術集会参加費は免除される。

